

○議会運営委員長（小林菊三君）

御指名をいただきましたので、去る二十日に

開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程につきまして、すでに審議されました各委員会の報告と新しく議員から提出された意見書、市民からの請願書各一件であり、日程についてはお手元に御配付のとおりと決定いたしました。

また、新しく提出された議案の取り扱方についてありますが、意見書については慎重に審査の上即決することとし、請願書については総務委員会に付託することといたしました。

次に全員協議会であります。理事者から二件について申し入れがありましたので、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、第三回定例会の最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営できますようお願い申し上げて報告いたします。

○議長（末次性男君）

ただいま委員長から報告されたとおり今日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（末次性男君）

これより日程に入ります。

日程第一 議案第五十六号

福生市営テニスコート設置及び管理

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君 登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君）

御指名がございましたので、議案第五十六号

につきまして、委員会における審査概要を御報告をさせていただきます。

なお、お手元にご覧いただけます審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、冒頭、担当課長より説明がございました後、質疑に入りました。

その内容につきましては、一といたしまして、照明料金（時間六百回の算定基準、並びにそれに伴う料金面について、たとえば四面あるけれども、一面しか使用しない場合の電気料はどうなっておりますか、他市での料金はどの程度か、六百回とした場合の増収分はどの程度か、といったような質問。

二つにしまして、主として利用方法といたしまして、申し込み方法はどうか、
ておるのか。夜間照明の月間利用率。一日の利用時間等々につて
の質問がなされました。

これに對しましての答弁といたしまして、照明に要する電気料は、一時間
四百六十円程度である。それに電気税とか基本料金を加算すると、
六百四くういになると。

また、テニスコートの照明は、一面ごとに設置されており、一面だけの電気
照明が可能であると。

また、他市では、一時間、大体五百円から七百四くういであり、増収につ
いては、年間百六十万程度であるとの答弁がございました。

二としてであります。利用申し込みは、従来どおり、大勢集まれば
抽選でやり、その方法としては、翌月分の使用は前月の一日付として、大
体一ヶ月二十五日、年間を通じての一日平均利用時間は、三時間ぐらゐ。

また、ボタン一つで点灯できるので、専門知識がなくとも高齢者事業
団で管理ができるとの答弁でありました。

また、ほかに、青少年相手であるから、増収は百六十万程度のもので、何
とかやりくりできないか。市の基本的な考え方はどうか、といったような御意
見もございました。また、福東、南公園テニスコートに夜間照明設備
の予定はあるのか。標準の明るさはどのくらいなのか。二十六市中、大体
何市ぐらゐがナイター設備を揃へておるか等々の質問がございました。

これに對しましての答弁といたしまして、本件は新たに照明が設置され
新たに条例を定めていたものであり、いわば市営野球場と同じ考え
方であるので、ぜひこのような方法でやってほしいと、お願いしたいと。

また、福東の場合は人家が近くてむづかしい問題があり、南公園にお
いても、建設省の制限がありでないと。また明るさの問題としても、こ
れは公式大会では千ルクスだけれども、一般競技としては五百ルクスが標
準であり、二十六市中七市か八市ぐらゐがナイター設備があるとの答弁
がございました。

最後に、えてして管理する立場と使用する立場というものは、これは違
うものであり、せかく新しく始まるナイターなんだから、使用者の立場になっ

て、第一度規則等を洗い直していただき、気持ちよく使えるようにして
いただきたいと思います。質疑は終了いたしましたわけでご
さいます。

全員一致で原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。
よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり可決くださり
ますようお願いを申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十六号については、委員会報
告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号

は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二 議案第五十七号 福生市児童育

成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名がございましたので、議案第五十七

号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、審
査報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

説明の後、質疑に入ったのですが、委員より、言偏の改訂と定
めるの、改定と、どのように違うのか、またほかの規則にもこのように改める
のか。

第四条第一項第一号中の「廢疾」と「市規則に定める程度の障害」に改めるといふことですが、どのようなものが定められてゐるのか。それがなければ審議ができない。はつきり説明してもらうかコピーで出してほしい等々の発言があり、課長より言偏の「改訂」は一般的には内容と大幅に改めて出版しなうする場合に使われ、定めのある「改定」は、改めて定める場合であると考へてゐる。例規審議会でも検討して「改定」とすることとした。また、ほかの規則でも改めております。

市規則で定めるといふのは、例規集第二千四百三ページに出ており、また別表と同じです。等の答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決賜いますようお願いいたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十七号については、委員会報告のより可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は、委員会審査報告のより可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第三 議案第五十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） ただいま議題となりました議案第五十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例について、審査報告を

申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

課長より説明を受けた後、発言を求めましたが、委員中より「異議なし」との発言がなかったため、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原

案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜いますようお願いいたします。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

にいま議題となっております議案第五十八号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号

は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君) 日程第四 議案第五十九号 福生市重度

心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君 登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 議案第五十九号 福生市重度心身障害

者福祉手当条例の一部を改正する条例について審査報告を申し上げます。

質疑の一部を御紹介いたしますと、精薄者は何名か、何名が施設に

入っているか、年齢に制限はあるのか、漢字の「者」とかなの「もの」との更

いはどう違うか等々に対し、全体で十五名です。入院は二名です。年齢

制限はありません。漢字の「者」については人物を表わし、かなの「もの」につて

は、その状態を表わすという事です等々でありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案の通り可決す

べきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定の通り御可決賜いますよう

お願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十九号については、委員会報告の通り可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十九号は、委員会審査報告の通り可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五 議案第六十号 福生市国民健康保

険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名がございましたので、議案第六十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本条例は、すでに御案内のように、十三、十四の二日間にあたって審査を行いましたが、十四日、委員より、第二条中の「二十四万円を二十七万円に改めろ」と、二十四万円を二十五万円に改めろ」といった修正案が提出されました。これに対し反対の意見があり、また助役より、修正案が提出されたが、修

正これに就には、何らかの形で予算に影響があるというところも考えられる。また、緊急の場合には、議会に相談申し上げるのが筋であるが、事務的な手続をさせていただくようなことも起きてくるかも知れないと考えているので、その点も御理解いただきたいとの発言があった後、お諮りいたしましたところ、修正案については賛成多数で、また修正部分を除く原案についても賛成多数で可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告となり御可決賜うますようお願いいたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○十番（遠藤洋一君） 委員長報告に対して質問いたします。

今回の条例の一部改正というものは、一般的には税率の改正にあたるわけですから、その中で特に今回の条例の改正にあたる最も大きな理由は一体なんだろうかというような論議が中でありましたら、ぜひ御紹介いただきたいと思います。

○厚生委員長（指田保雄君） そういう論議はございまして、それでは議事

録が厚いので、しばらく時間をいただきますと思います。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午前十時二十一分 休憩

午前十時三十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○厚生委員長（指田保雄君） 税率改正のことですが、保険の給付費が伸びていくというので、今回提出されたわけです。もう一つは歳入の税の伸びが見込まれなかったために、見込みより少なかったために税率を改正して収入増を図ると、こういうことでございます。

○十番（遠藤洋一君） 保険の給付が伸びてきたというのが理由である、というふうになっている。なるほどなと思えますけれども、できれば、給付対象の一体どのあたりがふえてきたのか。つまり、想像なんですけれども、多分、高齢者

に対する給付が、恐らくふえてきたのではないかと思つます。これは実は、老人医療法等の改正もありまして、七十歳以上、特に六十五歳以上七十歳未満の寝たきりのお年寄りと七十歳以上の老人の医療については、御承知のとおり法律が変わりまして、来年以降変わっていくわけですが、そののと、さか逆に言いますと、法律ができて国会の方で問題にするくらい、この伸びが非常に著しいので、国保財源を圧迫している形になっていくと思つわけですが、本市の状況では、具体的にいわゆる老人の医療は、全体のどのくらいの比率を占めていくことになるのか、逆に言うと、これは質問ですが、それについて、討論がなければ別ですが、これが具体的に、今回の給付の伸びが非常に出てきたというふうになっているのかどうかということも、あわせてお聞きしたいと思います。

それから、論議の中で、給付の伸びだというふうには、いま委員長の説明がありましたので、伸びの中身をいま聞いたんですけれども、同時に請求の問題に関しては質問がなかったのかということも、あわせて伺つたいと思つます。

それから、これは本市の状況というふうにはなりませんけれども、国税庁の医師税調査でも、不正請求が二七と一、これ社保ですけれども、あったということがありますので、それらについての質問が、委員会の中で出てきたのか、出てなかったのかということも、あわせてお聞きしたいと思つます。

○厚生委員長（指田保雄君） 順序は不同になると思つますが、まず、不正請求については、そういう論議はございませんでした。

それから、医療費の伸びですが、老人に関してのみ抽出しては論議はございませんでした。ただ、一人当たりの医療費の伸びというところで、五十三年度、三万九千七百二十四円、五十四年度、四万六千七百六十九円、五十五年度、五万二千三百十六円、五十六年度、五万七千三百五十四円、このように説明がございました。以上です。

○十番（遠藤洋一君） わかりました。年齢対象に分けての請求の形は、分析して行われなかったということですので、大変残念ではありますけれども、それでは改正の、いま委員長報告で説明がありました。実は一部の条例の改正のやうに一部を修正するということによって伺つておいて、その報告が

報告書に添付されておりますけれども、その中で限度額二十五万円の最初の議案を修正して二十五万円というふうになつたと理解してゐるんですけれども、一つは限度額に相当する対象の数がどのぐらいで、実際には幾らくのことで減収になるのか。それかもし、中で論議があったらですね。

それともう一つは、いまの限度額で支払っている方が、何百人か何千人かおられるとしますと、その大体、税収に見合ふ形であると思つてすけれども、収入に見合ふ形と言っても構わないですけれども、限度額ギリギリのつもりは、限度額に相当する税収をはるかに越してゐる方もいると思つてすけれども、その辺のところにつきましては、分布なども含めまして、委員会の中で論議があったかどうかという点も伺っておきたいと思つます。

○厚生委員長（指田保雄君） 限度額の対象者は二百五十人でございす。二丁四の減額ということで五百万円減額になつております。

また、限度額者の税額についてはわかりません。

○十二番（松山清君） 委員長報告について質問したいんですけれども、私、ちよと本会議で付託されることに質疑したわけですから、その問

題というのは、いわゆる今回の値上げ条例改正案というものは、国保運営協議会の答申が尊重されていふのではないかと、いうような質疑をいたしました。そういう問題についても委員会の場で、すれにしても質疑されるだろうというふうなことで、本会議では適当なところで打ち切りにしたわけでございますけれども、当然、そういう問題について質疑があったと思つますけれども、その辺のやりとりについて、議事録等もお持ちのようでございますので、ひとつお知らせしたきたいと思います。

それから、いすれにしても、当市の委員会の運営としては、かなり積極的な、いろいろ大変な論議があつて、二日間にあつて厚生委員会が開かれたということなので、ただ、本会議での委員長報告の方では、修正がされたということで、かなり結果的なものについての報告というふうなことで、かなり膨大な量の議事録がお手元にあるようなので、それとまとめるというのは大変なことかとは思つてすけれども、委員会での部分に特に論議が集中したのか、やりとりがあつたのか、その辺についてもう少し詳しくお知らせいただければと思つます。特に論議が集中

して時間が経過したというところです。

○厚生委員長（指田保雄君） 本会議で松山議員が質問されましたので、おかげさまで審議も進みまして、答申書等も資料として提出していただき、その答申に至るまでの状況、また繰出金の状況、税率改正した場合、市民に与える影響、その改正するにおいて二条を改正するのか、三条を改正するのか、こういったところに論議が集中いたしました。以上でございます。

○十二番（松山清君） 私は内容をそのように修正したということ、それから、答申について、これから私は、本会議では答申につきまして、どうも、諮問に対する答申について、出された条例を見ますと、尊重されてないという感じを持つてゐるわけですから、そういうことにして、修正というよりなことをまで発展したわけでありますから、その辺の、運協の答申をめぐって委員会でもやりと言いますが、そういうものがあつたんだろうと思ひますけれども、その辺のやりとはどういうものだったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、改正につきまして、論議が集中されたというのは、二条改正か、三条改正かというところで審議されたというところです。そのやりとりの内容としてはどういふものがあつたわけですか。委員会の流れとしまして、これで理事者提案が、おおむねいんだ、いんだという、ことではなかったと思ひます。かなりいろいろ積極的な提案やら提言と言ひますが、そういうものがお出されにんじやないかと思ひますけれども、そういうものがあつたかどうか、もう少しよく詳しく教えていただきたいと思います。

○厚生委員長（指田保雄君） 松山議員も委員会を傍聴しておられたので、よく内容は御存じだと思ひますが、再度説明してほしい、ということなので申し上げますが、答申は二通でございます。

一通につきましては、委員会において当協議会の意向を尊重の上決定されたいと、このように、一般会計からの繰出金を増額し、被保険者の負担金額を諮問案より軽減することを強く要求するものであると、こういったことを市議会において、当協議会の意向を尊重の上、決定されたいと、これが一号の答申でございます。